

2022年度 弘前市移住・定住支援事業一覧

『移住支援』

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
1	滞在施設	移住お試しハウス	弘前圏域への移住、二地域居住を希望、検討している方に、一定期間生活体験ができる場を提供します。 URL: https://www.hirosakigurashi.jp/executive-service/trial-house/ 【使用期間】 使用単位を1週間とし、最長2週間(年度内1回) 【使用料】 5月～10月 18,000円/週 11月～4月 20,000円/週	企画課 0172-40-7121
2	滞在施設	弘前の暮らし体験	県外からの移住を検討するアクティブシニアが、移住後の生活をイメージしやすくなるよう、サービス付き高齢者向け住宅に一定期間滞在しながら、弘前の暮らしを体験できる機会を提供します。 利用できるサービス付き高齢者向け住宅: サンタハウス弘前公園 【使用期間】6泊7日～13泊14日 【使用料】単身3,000円/泊、夫婦5,000円/泊 (弘前市までの交通費や滞在中の食費等は利用者負担) 【対象】50歳以上 ※滞在中に市が用意したプログラムなどを体験していただきます。	企画課 0172-40-7121
3	移住相談	ひろさき移住サポートセンター東京事務所	首都圏から弘前への移住をお考えの方を対象に、情報発信・情報収集の拠点となる東京事務所を開設しております。移住に関するご相談の他、弘前でのお仕事について、無料職業紹介も行っております。 ※無料職業紹介の詳細はNo.9に記載しています。 東京都千代田区有楽町2-10-1東京交通会館6階 9:00～17:45(土日祝休) ※事前予約で20:00まで対応可能。	ひろさき移住サポートセンター東京事務所 03-6256-0801
4	移住相談	JAL「2地域居住を始める旅ダイナミックパッケージ」の販売	日本航空WEBサイト「2地域居住を始める旅」において、移住関心層や二拠点居住に興味を持つ方へ向けて、移住相談付き旅行商品を販売。 【期間】2022年4月1日～9月30日出発分 ※下期(10月1日～3月31日出発分)は、上期状況によって延長可否を決定。	国際広域観光課 0172-40-7017

『住宅支援』

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
5	その他	空き家・空き地バンク制度	空き家・空き地の有効活用を目的に、空き家・空き地を売りたい又は空き家を貸したい所有者の物件を空き家・空き地バンクに登録し、ホームページにその情報を公開します。 その情報を見て、買いたい又は借りたいという移住・定住希望者と所有者との橋渡しを弘前圏域空き家・空き地バンク協議会(宅建業者・金融機関・弘前圏域8市町村)が行う制度です。	建築指導課 0172-40-0522
6	家を購入する	空き家・空き地利活用事業	空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き家・空き地バンクに登録された物件の購入費用の一部を補助します。 【対象者】 ・空き地(既存の空き家を解体し、更地の状態で引き渡す土地を含む)を購入し、その土地に住宅を新築する人 ・空き家(敷地含む)を購入する人 【交付条件】 ・市税等を滞納していないこと(申請者及び同居者) ・購入する物件に3年以上居住する意思のあること ・空き家・空き地の所有者の3親等内の親族ではないこと ・物件を購入し転居することにより、自己又は親族が所有する家屋・土地が空き家又は空き地とならないこと ・空き家・空き地バンク制度により、売買契約が成立する見込みとなった物件に限ります。(交付決定後であっても、2月28日までに売買契約が成立しない場合は、補助金が交付されません。) ・購入した空き地へ新築する場合、発注する業者は、市内に本店を有する業者に限ります。 ・空き家を購入する場合、空き家になってから90日以上経過していること 【補助対象経費】 ・空き地の購入費用 ・空き家(敷地含む)の購入費用 ※いずれも租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く 【補助率及び補助限度額】 ・補助率1/2 ・補助限度額 ①空き地の購入30万円 ②空き家の購入20万円 ・子育て世帯、移住者、3年以上空き家・空き地バンクに登録された物件を購入する人は、それぞれ補助限度額に10万円を上乗せ ・その他にも条件がございますので、事前にお問い合わせください。	建築指導課 0172-40-0522
7	家を借りる	空き家・空き地利活用事業	空き家の利活用による移住の促進を図るため、空き家・空き地バンクに登録された空き家の賃借料の一部を補助します。 【対象者】 ・市外からの移住者で、空き家を賃借する人 【交付条件】 ・市税等を滞納していないこと(申請者及び同居者) ・賃借する物件に3年以上居住する意思のあること ・空き家の所有者の3親等内の親族ではないこと ・物件を賃借し転居することにより、自己又は親族が所有する家屋・土地が空き家又は空き地とならないこと ・空き家・空き地バンク制度により、賃貸借契約が成立する見込みとなった物件に限ります。(交付決定後であっても、2月28日までに賃貸借契約が成立しない場合は、補助金が交付されません。) ・空き家になってから90日以上経過していること 【補助対象経費】 ・空き家の3年間分の賃借料 【補助率及び補助限度額】 ・補助率1/2 ・補助限度額25万円 ・子育て世帯、3年以上空き家・空き地バンクに登録された物件を賃借する人は、それぞれ補助限度額に10万円を上乗せ ・その他にも条件がございますので、事前にお問い合わせください。	建築指導課 0172-40-0522
8	家を借りる	子育て支援住宅制度	子育て世帯を対象に、安心して子育てができる良質な公共住宅を低家賃で提供します。 【対象世帯】 ・入居者全員の住民票が弘前市にあること ・18歳以下の子どもが同居していること(中学校卒業後は高校就学中であること) ・入居者名義の土地・家屋がないこと ・入居者全員の月額所得金額が合計601,000円以下であること ・入居者全員が市県民税を滞納していないこと ・申請者及び同居人が暴力団員でないこと 【対象住宅】 弘前市駅前住宅 【住宅使用料の減額】 上限2万円として子ども1人(18歳以下)につき、1万円を下記の住宅使用料から減額します。 3LDK:57,400円/月 3DK:47,700円/月 2DK:38,400円/月	建築住宅課 0172-35-1321

『起業支援・就業支援』

No.	中分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
9	就業	ひろさき移住サポートセンター東京事務所 無料職業紹介事業	ひろさき移住サポートセンター東京事務所では、首都圏などから弘前市への移住を希望する方(移住相談者)に、働き手を探している地元企業等の仕事をあっせんする無料職業紹介事業を実施しています。 希望の求人情報が見つかった場合は紹介状の作成も可能です。 (利用条件) ○求職者(仕事を探している首都圏等在住の方) ・現在、首都圏に居住し、弘前市への移住を希望している方(学生も可) ・ひろさき移住サポートセンター東京事務所に移住相談されている方 ※首都圏外であっても、青森県外に居住している方であれば対応できる場合もあります。 ○求人者(弘前市への移住者を雇用したい事業者の方) ・弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鱈町、田舎館村、西目屋村に事業所を有する企業等 ・弘前市への移住希望者の雇い入れにご理解いただいたうえで求人であること。 (利用方法) まずはひろさき移住サポートセンター東京事務所にご連絡ください。 詳細は下記のURLをご確認ください。 https://www.hirosakigurashi.jp/consult/tokyo-office/#intro (その他) ひろさき移住サポートセンター東京事務所ではハローワークの求人情報閲覧用パソコンも設置しており、ご自由に閲覧が可能となっております。	ひろさき移住サポートセンター東京事務所 03-6256-0801
10	就業	東京圏UJIターン就職等支援事業金	東京都23区に5年在住または通勤している人が、市内へ居住し、県内企業へ就職等をした際に、移住支援金を交付します(40歳未満のUターン者については、交付要件を優遇)。 【交付金額】世帯での移住:100万円/単身での移住:60万円 ※18歳未満の子どもと一緒に移住される場合、子ども1人あたり30万円を加算交付します。	商工労政課 0172-35-1135
11	就業	Uターン就職等支援金	「東京圏UJIターン就職等支援金」の対象とならない県外在住の弘前市出身者が、弘前市にUターンし、県内企業へ就職等をした際に、支援金を交付します。(40歳未満のUターン者については、交付要件を優遇)。 【交付金額】世帯での移住:50万円/単身での移住:30万円	商工労政課 0172-35-1135
12	起業・事業化	空き店舗活用事業	中心市街地の空き店舗に、小売・サービス業の店舗が新規出店又は移転する際の改修工事費の一部若しくは営業開始の翌月から10か月分の賃料の一部を補助します。 【対象者】 小売・サービス業を営む者又は新たに小売・サービス業を開業しようとする者 【補助金額】 ①改修工事費 (ア)市が指定する道路に面した1階の空き店舗 補助率…補助対象経費の3分の2 補助限度額…150万円 (イ)(ア)以外の空き店舗(中心市街地区域内) 補助率…補助対象経費の2分の1 補助限度額…50万円(ただし、中心市街地区域内の移転の場合は25万円) ②賃料補助 補助率…賃料の2分の1 補助限度額…月5万円×10か月 【対象経費】 ①店舗の改修工事に係る経費(什器・備品・設計費・消費税等は対象外) ②店舗の賃借料(敷金・礼金・共益費・消費税等は対象外) 【利用条件】 ・継続営業期間 3年間以上営業すること。 ・営業時間 1日のうち9時から19時までの間に概ね3時間以上営業し、かつ、原則として1週間のうち5日以上営業すること。 ・団体等への加盟 出店しようとする地域に、商店街振興組合または任意の商店会等が組織されている場合、当該団体に加盟すること。	商工労政課 0172-35-1135

No.	中分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
13	起業・事業化	選ばれる青森への挑戦資金(空き店舗活用チャレンジ融資、創業チャレンジ融資)	青森県の融資制度「『選ばれる青森』への挑戦資金」を利用の方で下記に該当する場合、利率優遇や補助を実施します。 ①空き店舗活用チャレンジ融資 【対象】弘前市内の中心商店街の空き店舗において開業する中小小売業者等で、地域商店街の活性化への取組みとして市の認定を受けたもの 【資金使途】運転資金、設備資金 【融資限度額】1億円 【期間】運転10年以内(据置2年以内)、設備15年以内(据置3年以内) 【利率】年1.1%(同時に雇用条件を満たす場合、0.9%又は0.7%) ※当初5年間分を市が全額補助 【保証料率】9段階の保証料率 ※融資額3千万円以内のものについては市が50%分を補助 ②創業チャレンジ融資 【対象】弘前市内で中小企業者として新たに事業を開始しようとする方、又は事業を開始して5年に満たない中小企業者 【資金使途】運転資金、設備資金 【融資限度額】1億円 【期間】運転10年以内(据置2年以内)、設備15年以内(据置3年以内) 【利率】年1.1%(若者・女性・シニア・UIターンによる創業は0.9%)(同時に雇用条件を満たす場合、0.9%又は0.7%) ※「ひろさきビジネス支援センター」利用の場合、年1.0% ※当初1年間分を市が全額補助 【保証料率】9段階の保証料率 ※融資額1千万円以内のものについては、市が70%を補助(残り30%を県が補助)	商工労政課 0172-35-1135
14	起業・事業化	お試しサテライトオフィス事業	弘前市内での創業・起業を検討している県外の方が、弘前を訪れた際の拠点として一時的にお試して活用可能なオフィスを整備しています。 県外の方の一時的なテレワーク場所としての利用も可能です。	産業育成課 0172-32-8106
15	起業・事業化	創業・起業支援拠点運営事業	ひろさきビジネス支援センターを設置し、創業・起業を目指す方への相談業務やセミナーなどを開催します。 【対象者】 市内で創業・起業を目指す方	産業育成課 0172-32-8106

『就農支援』

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
16	家賃支援	就農希望者等住居確保事業費補助金	里親実践研修を受講するために就農希望者等がアパート等を賃借する場合の経費負担を軽減するため、家賃の一部を補助します。 【交付対象者】 里親実践研修受講者、国の雇用就農資金事業を活用して農業者等に雇用される研修生 【交付額】 家賃の2/3(上限50千円/月×年度内研修月数) ※世帯人数により上限額が異なります。	農政課 0172-40-0767
17	就農支援	農業里親研修事業	市内での就農を希望する方に、農業技術の習得や地域定着・農地取得等の支援を行う里親農家を紹介して、就農に向けたサポートを行います。 【対象者】 市内での就農を希望する18歳以上60歳未満の方	ひろさき農業総合支援協議会(市農政課内) 0172-40-0767

『生活支援』

No.	中分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
18	子育て・教育	保育料軽減	国が定める保育料基準額から、無料世帯を除くすべての保育料を軽減します。	子ども家庭課 0172-35-1131
19	子育て・教育	第3子保育料軽減事業	上記の保育料軽減のほか、対象児童の保護者に対し軽減します。(所得制限あり)	子ども家庭課 0172-35-1131
20	子育て・教育	ひろさき多子家族応援パスポート事業	市の公共施設(文化・体育・社会教育施設等)の入場料、入園料、使用料、観覧料等(一部対象外あり)が無料になります。また、ひろさき地方創生パートナー企業によるガソリン給油の割引も受けられます。 【対象者】 ・市内に住所を有している18歳年度末までの子どもが3人以上いる親子が対象	子ども家庭課 0172-40-7039
21	子育て・教育	子ども医療費給付事業	入院・通院とも中学校卒業までは全額給付し、高校生は入院のみ対象になります。(所得制限あり)	子ども家庭課 0172-40-7039
22	子育て・教育	子育て支援相談事業	子育てに関する情報提供など総合相談を子育て支援相談員が電話で行っています。	子ども家庭課 0172-33-0003
23	子育て・教育	地域子育て支援センター事業	子育て支援拠点の充実を図り、子育て親子の交流促進、相談・援助の実施、情報提供等を行っています。	子ども家庭課 0172-35-1131
24	子育て・教育	放課後児童健全育成事業・児童館延長利用事業	保護者の就労等により、放課後や日曜・祝日・年末年始等を除く学校休業日に家庭での保育が困難な小学生に生活の場を提供し、遊びを通じた健全育成を行っています。	子ども家庭課 0172-40-7038
25	子育て・教育	駅前こどもの広場運営事業	親子の交流促進、子育て等に関する相談を実施しています。また、地域の子育て関連情報を提供するとともに、子育て及び子育て支援に関する講習、乳幼児の託児(500円/時間)を実施しています。	駅前こどもの広場 0172-35-0156
26	子育て・教育	ひろさき子育て世代包括支援センター	母子健康手帳の交付や、転入された妊産婦の方への、引っ越し前の市町村が発行した受診券等の交換を行っています。また、安心して弘前での出産・子育てができるよう、情報提供や仲間づくりのお手伝い、産前・産後の体調や子育てに関するご相談の受付を行っています。 【対象者】 市内に住所を有している妊産婦及び乳幼児とその保護者	ひろさき子育て世代包括支援センター 0172-37-1323
27	子育て・教育	不妊治療費助成事業	不妊治療を行う夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、特定・一般不妊治療の一部を助成します。 【保険適用後(R4.4.1～)】 不妊治療に係る自己負担額の3分の2を助成 一般不妊治療については、助成回数を年度内6回まで助成 【経過措置(R4.3.31までに治療開始し、治療終了がR4年度中になる場合)】 <特定不妊治療> 「青森県特定不妊治療費助成事業」の交付決定を受けた夫婦に対して上乗せ助成。 ●助成額: 県の助成対象経費の実支出額の合計額から県の助成額を控除した額または県の助成額の2分の1(県の審査決定額を上限とする) ●助成対象者: 申請時点で法律上の婚姻関係にある夫婦 ①「青森県特定不妊治療費助成事業費補助金」の交付決定を受けている方 ②夫婦の両方または一方が本市に住所を有し、居住の実態がある方 ③市税等の滞納がない方 <一般不妊治療> 配偶者間人工授精による治療(AIH治療)を行った夫婦に対して治療にかかる費用の一部を助成。 ●助成額: 1回の治療につき上限10,000円かつ同一夫婦において年度内2回まで助成 ●助成対象者: AIH治療実施時点で法律上の婚姻をしている夫婦で、次のいずれにも該当する方 ①AIH治療実施時で妻の年齢が35歳以下の方 ②夫婦の両方または一方が本市に1年以上住所を有し、居住の実態がある方 ③市税等の滞納がない方	健康増進課 0172-37-3750

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
28	子育て・教育	5歳児発達健康診査・相談事業	5歳時点で発達について支援を要する児を把握し、適切な支援につなげます。 【対象者】 ・市内に住所を有し、当該年度において満5歳を迎えるお子さん 【内容】 ・発達に関する健診等 詳細は弘前市保健センターまでお問い合わせください。 ①1次健診(アンケート調査) ②2次健診(1次健診の結果に応じた対象児に実施) ③結果説明 ・年2回に対象を分けて実施。	健康増進課 0172-37-3750
29	子育て・教育	小・中学校就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者を対象として、学用品費や給食費などの援助を実施します。 【対象者】 児童生徒の保護者 【利用条件】 次のいずれかに該当するもの ・世帯全員の市民税所得割額非課税 ・国民年金保険料の全額免除 ・児童扶養手当の全部支給 ・国民健康保険料の減免 ・市民税の減免 ・生活保護の停止又は廃止	学務健康課 0172-82-1643
30	子育て・教育	多子家族学校給食費助成金	多子家族の経済的負担を軽減するため、小・中学生が3人以上いる世帯へ、3人目以降の学校給食費を半額助成します。 【交付条件】 以下の条件を満たす世帯 ・保護者等が養育する小・中学生が3人以上いること ・保護者等が弘前市内に住所を有していること ・弘前市子ども医療費受給資格証又は弘前市ひとり親家庭等医療費受給資格証を有していること ・助成対象期間の学校給食費に未納がないこと ・他の制度により学校給食費に関する助成を受けていないこと 【交付時期】 前期及び後期分の年2回にわけて交付する 【助成金の額】 ・小学生は給食実施日数に1食あたりの金額の2分の1を乗じた額 ・中学生は給食実施日数に1食あたりの金額の2分の1を乗じた額	学務健康課 0172-82-1835
31	交通	交通費補助 (お出かけシニアバス)	高齢者のお出かけ支援による公共交通の利用促進や運転免許自主返納の促進、中心市街地の活性化を図るため、70歳以上(500名限定)の市民に対し、路線バス及び弘南鉄道大鰐線、乗合タクシーの運賃を軽減します。 弘南バス株式会社が発行する「お出かけシニアバス」を購入することで市内の路線バス及び乗合タクシー、また、弘南鉄道大鰐線の全区間が1回あたり運賃100円で利用できます。 「お出かけシニアバス」を購入するには、市に対し事前の申し込みが必要です。 【対象者】 70歳以上の市民(500名限定) 【対象路線】 市内を運行する路線バス及び乗合タクシー 弘南鉄道大鰐線の主区間(中央弘前駅～大鰐駅) ただし、路線バスのうち、土手町循環100円バス、城東環状100円バス、ためのぶ号、青森空港線、岩木スカイラインシャトルバスは除く。 【利用可能期間】 バス購入日から令和5年3月31日まで 【購入料】 1人5,000円	地域交通課 0172-35-1124

『その他』

No.	分類	事業名	概要	問い合わせ先 (課名・直通番号)
32	その他	弘前市人口減少対策に係る企業認定制度(移住応援企業)	県外からの移住及び観光や二地域居住といった交流を促進し、地域の活性化に積極的に取り組む企業等を「移住応援企業」として認定し、市民に広く周知します。 各認定企業は、移住者向けに様々な取組を行っています。	企画課 0172-40-7121